

(愛媛県報平成28年3月25日第2759号外1別記)

平成27年度

# 行政監査結果報告書

( 県単独補助金について )

平成28年3月

愛媛県監査委員

# 目 次

## 第 1 監査の概要

1 監査の目的 .....	1
2 監査の主な着眼点 .....	1
3 監査の対象 .....	2
4 監査実施期間及び監査実施方法 .....	2

## 第 2 監査の結果

1 交付事務について .....	4
2 実績確認について .....	5
3 成果・効果の把握について .....	6

## 第1 監査の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項に基づき、「県単独補助金について」をテーマとして実施した。

### 1 監査の目的

補助金（負担金、交付金を含む。）は、公益上の必要性がある場合において（地方自治法第232条の2）、各種の行政上の目的をもって対価なくして交付されるものであり、その執行にあたっては最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない（同法第2条第14項）とされており、県では、補助金に係る予算執行の適正化を図るため、愛媛県補助金等交付規則（平成18年規則第17号。以下「交付規則」という。）を定め、補助金の交付の申請、決定等の基本的な事項を規定している。

しかし、過去の監査委員監査において、補助金の過大交付や補助対象外経費の計上、実績確認の遅延などの不適切な事務処理などが見受けられ、また、国庫補助の成果目標の達成状況等について、事業の評価を行うなどの国の取組、事業効果が発現するよう会計検査院の改善の処置要求が見られるところである。

そこで、補助金交付事務が適正に執行されているかどうか、また補助金が有効に活用されているかどうかについて監査することにより、より効果的な補助事業の執行に資することを目的とする。

### 2 監査の主な着眼点

#### (1) 交付事務について

- ・ 交付要綱、交付要領等（以下、これらをあわせて「交付要綱等」という。）は明確か
- ・ 審査は適正か
- ・ 事業計画の承認は適正か

#### (2) 実績確認について

- ・ 実績確認の方法は適正か
- ・ 実績確認は適正に行われたか

#### (3) 成果・効果の把握について

- ・ 評価基準、成果指標を設定しているか
- ・ 施設等（施設・設備、機械装置をいう。以下同じ。）の利用状況を把握しているか
- ・ 事業効果を把握しているか
- ・ 補助事業実施後の指導・助言は適切に行われているか

### 3 監査の対象

#### (1) 監査対象補助金の選定

監査対象補助金は、補助事業実施後の指導状況、成果・効果の把握状況等も検証するため、平成24年度及び平成25年度（以下「監査対象年度」という。）に交付された補助金とし、地域に新たな経済的メリットをもたらすことを目的に交付された補助金で、工事及びこれに類する補助金、各種団体等への負担金や経常経費等に対する補助金などを除いた県単独補助金（その財源が県費のみのもの）を選定することとした。

#### (2) 選定した監査対象補助金及び対象機関

監査対象年度に係る県単独補助金は、平成24年度は58機関279補助金、平成25年度は63機関302補助金あり、この中から上記(1)を考慮し24補助金を選定し、監査の対象機関は、これら補助金を執行した11機関とした。（別紙1）

#### 県単独補助金執行状況（部局別）

部局名	補助金数				執行機関数	
	平成24年度		平成25年度		平成24年度	平成25年度
		割合		割合		
総務部	5	2 %	5	1 %	3	3
企画振興部	20	7 %	21	7 %	5	5
県民環境部	25	9 %	22	7 %	7	6
保健福祉部	41	15 %	46	15 %	6	6
経済労働部	45	16 %	47	16 %	8	8
農林水産部	77	28 %	85	28 %	8	10
土木部(工事除く)	9	3 %	8	3 %	3	4
えひめ国体推進局	11	4 %	14	5 %	2	4
教育委員会	23	8 %	26	9 %	6	6
その他(諸局)	5	2 %	5	1 %	3	3
地方局	18	6 %	23	8 %	7	8
計	279	100 %	302	100 %	58	63

※部局名は平成27年4月1日現在

### 4 監査実施期間及び監査実施方法

#### (1) 監査実施期間

平成27年9月から平成28年3月まで

#### (2) 監査実施方法

選定した24補助金について、監査の対象機関に対して監査調書の提出を求め、関係書類の調査を行った。

また、補助金で整備した機械の現物確認及びその利用状況の確認などが必要と認められた補助金（1件）については、補助金の最終受領者に対して関係人調査を行ったほか、県立学校の定期監査において、補助金（1件）で作成した冊子等の利用状況について聞き取り調査を行った。

(別紙1) 選定した監査対象補助金及び対象機関

課	補助金の名称	補助金の概要
循環型社会推進課	愛媛県紙産業資源循環促進支援事業費補助金〔製紙企業等〕	製紙スラッジ等産業廃棄物の発生抑制等の研究・開発等に対し、紙パルプ工業会が会員等を対象に行う助成への補助
循環型社会推進課	愛媛県紙産業資源循環促進支援事業費補助金〔団体〕	紙パルプ工業会が行う製紙スラッジ等産業廃棄物の再資源化技術等の調査研究事業への補助
循環型社会推進課	愛媛県産業廃棄物処理業資源循環促進支援事業費補助金〔処理業者〕	地域の循環資源を活用した再資源化システム等の事業化促進のための研究・開発等に対し、産業廃棄物協会が会員を対象に行う助成への補助
循環型社会推進課	愛媛県産業廃棄物処理業資源循環促進支援事業費補助金〔団体〕	産業廃棄物協会が行う産業廃棄物のリサイクルシステムや温暖化対策等の調査研究事業への補助
労政雇用課	愛媛県再就職支援事業補助金	離職者の再就職を支援するため、労働者福祉協議会が実施する求職者向けカウンセリングやセミナーの実施に要する経費に対する補助
労政雇用課	家庭にやさしい企業支援事業費助成金	仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主を支援するため、男性の育児休業取得等、従業員による制度利用があった際に交付する助成金
労政雇用課	高校生等就職準備支援事業費補助金	就職前の高校生等を対象に働くことに対する意識の醸成等を目的に実施するセミナーの開催経費やハンドブックの作成配布に要する経費に対する補助
観光物産課	愛媛県観光集客力向上支援事業補助金	県内の魅力ある地域資源を活用した、持続的な観光客の増加に寄与する新たな取組みに必要な経費に対する補助
農政課	広域連携・自立化支援事業費補助金	グリーンツーリズム推進のための受入体制の整備、広域連携体制の整備、組織の自立化支援に係る経費に対する補助
農地整備課	先進型樹園地再編整備モデル事業費補助金	かんきつ産地の再編整備手法の確立、かんきつ経営の構造改革を推進するために行う樹園地整備モデル事業（樹園地再編整備一式）に要する経費に対する補助
農産園芸課	6次産業化産地ステップアップ事業費補助金	6次産業化に向けたビジョン作り、既存製品のレベルアップ、新たな加工品開発、生産体制強化に必要な機械・設備の整備に係る経費に対する補助
農産園芸課	園芸産地再編推進整備事業費補助金	産地体制の再編整備を図るための協議会の開催、技術実証、啓発指導等に要する経費に対する補助
農産園芸課	新規就農者拡大促進事業費補助金	就農に向けた研修の実施や、45歳未満の新規就農者を対象とした農業機械・施設の整備に係る経費に対する補助
農産園芸課	青年農業者やる気サポート事業費補助金	儲かる農業を実践できる経営者、地域を担う経営者を育成するため、地域の実態に即した組織・個人で実施する活動に要する経費に対する補助
農産園芸課	集落営農育成強化対策事業費補助金	地域農業を支える集落営農組織等の確保育成を促進するため、既存組織の経営力強化、農業用機械整備、新たな組織育成等に要する経費に対する補助
農産園芸課	認定農業者経営改善支援事業費補助金	中山間地域における認定農業者の経営改善推進に係る施設・機械の導入に要する経費に対する補助
農産園芸課	平成25年度ICT活用モデル産地整備事業費補助金	県内農業におけるICTを活用した農業クラウドの普及を図るために行うモデル事業（営農支援及び出荷者支援システム一式の導入）に要する経費に対する補助
農産園芸課	葉たばこ廃作関連緊急対策事業費補助金	葉たばこ廃作からの転作品目の栽培、既存産地の再編に必要な機械・施設の整備に対する補助
畜産課	自給飼料生産体制緊急整備事業費補助金	自給飼料生産の効率化・利用拡大に必要な機械整備に対する助成
畜産課	自給飼料生産体制推進事業費補助金	自給飼料生産の効率化・生産性向上につながる新たな飼料生産等に対する助成
林業政策課	住宅等リフォーム木材利用促進事業費補助金	県産材の利用促進を図るため、県産材等を利用して行う住宅等のリフォームに要する経費等に対する補助
林業政策課	木質バイオマス利用促進事業費補助金	林地残材等の木質バイオマス利用を進めるため、林地残材の搬出利用に要する経費に対する補助
各地方局産業振興課	6次産業化産地ステップアップ事業費補助金	加工品等の開発等及び機械・施設等の整備に要する経費の補助
各地方局産業振興課	愛媛水田営農活性化対策事業費補助金（愛媛水田農業経営確立対策事業費補助金）	水田農業の持続的発展を図るために行う新品種・戦略作物導入経営基盤強化事業や需要拡大・地域ブランド推進事業等に要する経費に対する補助

## 第2 監査の結果

監査を実施したところ、補助金の運用の方法、補助事業の成果・効果を継続的に把握し補助の有効性を具体的に検証する仕組みづくりについて改善又は検討を要するものが認められたので、以下のとおり、監査の結果に基づく意見を述べる。

監査対象外とした補助金や監査対象年度以後に創設された補助金についても、この意見を参考に適正な執行を期待するものである。

### 1 交付事務について

補助金は、交付規則で定めるもののほか、必要な事項は各補助金の交付要綱等で定めるところにより交付されているが、交付要綱等において変更承認の基準を明確にするよう検討されたいもの、事業計画書の審査を十分に行うよう改善が望まれるものが見受けられた。

#### (1) 交付要綱等について

ア 交付規則は、補助事業等に要する経費の配分や補助事業等の内容の変更をする場合は、知事の定める軽微な変更を除き、知事の承認を受けるべきことにつき、補助金の交付の条件を付するものとする（第6条第1項第1号及び第2号）と定めているところ、交付要綱等において、この承認の要否に係る基準が定められていなかったり明確でなかったりして、補助金の交付の条件としていなかったものや変更承認申請が執られていなかったもので、交付要綱等で明確にすることを検討されたいもの。

イ 交付要綱等において、補助金の交付対象の定義が明確でなかったため、事業実施の趣旨に沿うよう交付要綱等の見直しが望まれるもの。

ウ 補助金額を上回る事業費により実施されている補助事業において、事業の遂行の確実性及び透明性を確保するため、県の補助金以外の財源内訳を明確にするよう、事業計画書及び実績報告書の様式の改善が望まれるもの。

エ 補助事業で取得した財産については、交付規則第22条の趣旨に則り、補助事業終了後も適切に管理されるよう、財産の取得価格や処分制限期間その他財産管理に必要な事項を記載した管理台帳の整備や財産取得報告の提出等、具体的な財産管理の方法等について交付要綱等で規定し、補助事業者に明示することが望ましいもの。

#### (2) 審査について

補助金交付申請書等の記載内容に誤りがあったため、十分な審査を行われたいも

の。

### (3) 事業計画書の承認について

ア 補助事業の事業（実施）計画の審査にあたり、導入する施設等に係る必要性、仕様・規模及び数量等や補助事業の内容の適正性等を証する根拠資料を補助事業者から提出させていなかったもので、改善が望まれるもの。

特に、農林水産部においては、「農畜産業関係補助事業事務の取り扱いについてー施設等整備事業マニュアルー」（平成24年4月1日より適用）を制定し、その中で、「Iの5 事業実施計画書の作成」の「エ 規模決定根拠は適正か。」において、「到達目標」に対して施設等整備計画が過大となっていないか、具体的な数値、図等から積み上げられた根拠により、必要最小限の規模となっているかについて、事業実施計画書の作成において留意することとされており、施設等の整備に対する補助金の承認にあたり、この点につき十分な審査が望まれる。

イ 事業採択要件の確認に必要な項目については、補助事業に取り組もうとする者から提出される事業実施計画書の様式や添付書類により漏れなく証明されるよう改善が望まれるもの。

ウ 補助事業に取り組もうとする者から提出された事業実施計画書が、前年度と同じ内容であるにもかかわらず、十分に審査しないで事業採択していたものと推認されたので、事業実施計画の承認にあたり厳正な審査を行われたいもの。

エ 補助事業の終了後における計画の達成状況を調査したところ、当初計画どおり実施されていなかったもので、事業実施計画の審査において、補助事業に取り組もうとする者の事前の取組状況や実現可能性などを確認できる資料を提出させ、これらの聞き取りなどを行い、事業の継続性や有効性等を適切に判断した上で事業採択を行うよう改善が望まれるもの。

## 2 実績確認について

県は、補助事業等の完了に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、補助事業等実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定する（交付規則第14条）とされているが、実績確認の方法について改善が望まれるものが見受けられた。

ア 実績報告書等の書類審査のみでは実施内容の適合性が客観的に確認できない場合には、書類審査と現地調査等を実施するよう改善が望まれるもの。

イ 実績報告書等の記載内容とそれに相違していた証拠書類の記載を見落していたので、書類審査に適正を期されたいもの。

### **3 成果・効果の把握について**

補助金の成果・効果については、事業によっては、その終了後直ちに現れるものもあれば、数年後に現れるものもあるため、補助金交付年度の補助事業実績報告書等だけでは把握できないものもある。

後者については、補助事業が終了した後においても、成果目標の達成度を追跡調査し、事業効果が十分に発現していない場合は、補助事業者等に対して適時適切な指導・助言などのフォローアップを行うことが必要である。

しかし、施設等の整備を補助対象としている補助金の多くで、補助金で整備したそれらの利用状況を把握していないなど、補助金の成果・効果の把握のあり方に検討が必要なものが見受けられた。

#### **(1) 評価基準、成果指標の設定について**

数値による成果指標の設定が困難であるとして、目指すべき目的がどれだけ達成されたかが判断できない成果指標となっていたものが見受けられた。直接的な指標の設定が困難な場合には、間接的又は側面的に評価できるものはないか広い視点で検討し、補助金の成果・効果を具体的に検証できる仕組みづくりを検討されたいもの。

#### **(2) 施設等の利用状況の把握について**

補助金により整備された施設等については、その利活用が長期間に及ぶことから、事業目的に応じた利用状況を、少なくとも耐用年数期間中は、把握するよう改善されたいもの。

#### **(3) 事業効果の把握について**

補助金の成果・効果は、補助事業が終了して数年後に発現するものもあることから、補助事業終了後も継続して成果・効果の発現状況の確認を行い、補助金の有効性の検証を行うことが望ましいもの。

#### **(4) 補助事業実施後の指導・助言について**



ア 事業実施計画において目標年度における成果目標を設定したり、事業効果の発現に時間を要するなどの理由により継続的に補助金を交付したりしているものについては、成果目標の達成度を追跡調査し、事業効果が十分に発現していない場合は、補助事業者等に対して適時適切な指導・助言などのフォローアップを行うことが望ましいもの。

イ 県及び関係機関において、事業効果を更に発現させる取組が求められるもの。